

① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策

(ア) 監督指導等

原発を管轄する富岡労働基準監督署を中心としつつ、労働局及び県内全ての労働基準監督署が協力して、定期的に監督指導を実施するなどにより、東京電力(株)、元事業者及び関係請負人に対し、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」に基づく措置の徹底、長時間労働の抑制や基本的労働条件の遵守徹底につき、必要な指導を行う。

特に、元事業者をはじめとする主として現場管理を行う事業者に対し、時間外・休日労働に関する協定届(以下「36協定」という。)の上限時間の短縮をはじめとした現場管理者の長時間労働の抑制について指導するとともに、関係請負人に対し、廃炉に従事する労働者の安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底のために事業者が講ずべき具体的な内容について、必要に応じ東京電力(株)と連携しつつ集団的に指導する機会を設定する。

また、昨年設置された「廃炉作業員の健康支援相談窓口」の利用促進を図る。

(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

上記ガイドラインに基づき提出される放射線管理計画(※1)及び放射線作業届(※2)の審査を通じ、作業の計画段階において必要な指導を行うことにより安全対策や被ばく対策の徹底を求める。

(※1) 工事期間における労働者総数の積算実効線量が1シーベルト(1人・シーベルト)を超えるおそれがあるものを対象

(※2) 労働者の実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものを対象

(ウ) 関係機関等との連携

原子力規制庁、福島県などと連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、当局において実施する各施策について協力を求める。

② 除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務(以下「除染等業務等」という。)に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策

(ア) 監督指導等

定期的に監督指導を実施するなどにより、元事業者及び関係請負人に対し、被ばく管理を含めた安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底につき、必要な指導を行う。

特に、元事業者に対し、除染作業員の安全・健康確保及び労働条件確保に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について、集団的に指導する機会を定期的に設定する。

また、除染等業務に従事する労働者に対し、労働基準関係法や労働条件に関する相談先について、リーフレットの配布等により周知を図る。

(イ) 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加による継続的な被ばく管理の徹底について指導を行う。

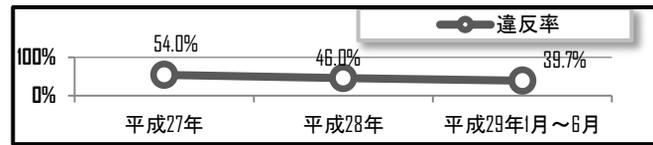
(ウ) 関係機関等との連携

環境省福島環境再生事務所、福島県等と連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、当局において実施する各施策について協力を求める。

① (ア) 監督指導等

○監督指導の実施状況

・毎月3回以上の監督指導：監督指導実施事業者数131事業者(1月～6月)、うち違反事業者数52事業者。違反率は減少傾向にある



○その他の取組

- ・東電に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月2日)
- ・元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月2日)
- ・「廃炉・汚染水現地調整会議」への参加(5月16日、7月18日)
- ・「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」への参加(5月29日、年4回開催。)
- ・廃炉事業者に対する長時間労働抑制及び法令遵守指導会(9月5日及び6日に延べ4回)を開催
- ・東電、各元請企業と協力し「廃炉作業員の健康支援相談窓口」の利用促進のため周知広報を実施
- ・5月15日に厚生労働大臣政務官、9月5日に厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官が廃炉作業を視察し、東電に対して安全管理等について指導を実施

(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

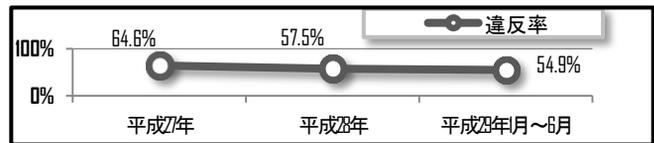
- ・提出された放射線作業届について、富岡労基並びに厚生労働本省の担当部署で内容を審査し、さらなる被ばく低減対策の実施等を指導した

H29年度上期 作業届受理件数98件

② (ア) 監督指導等

○監督指導の実施状況

監督指導実施事業者数82事業者(1月～6月)、うち違反事業者数45事業者。違反率は減少傾向にある



- 監督指導時や集団指導の際に、公表している監督指導結果等をもとに、元事業者に対し、除染作業員の安全・健康確保及び基本的労働条件確保に必要な情報提供及び事業者が講ずべき具体的な内容について周知を図った

また、リーフレット配布により、相談先について周知を図った

(イ) 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

○除染作業を実施する元請事業者への周知

- ・各発注機関ごとに設置された安全衛生協議会における参加促進周知
- ・監督指導時や除染現場パトロール時における除染作業実施事業場への周知
- ・除染作業が終了する元請事業者に対し、被ばく線量登録管理制度に基づく線量報告の周知指導を実施。

(ウ) 関係機関等との連携

- ・福島地方環境事務所、福島県に対し、「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」(当時)で事故防止を要請(5月29日)
- ・除染発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月1日)
- ・福島県除染担当職員に対し、除染電離則の説明会を実施(5月25日)
- ・平成29年度第1回市町村専門研修会(県主催)において除染電離則の説明会を実施(5月25日)
- ・三者(福島労働局、福島地方環境事務所、福島県)合同現場パトロールの実施(6月20日)

③ 中間貯蔵施設の建設及び汚染土壌の搬入作業に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策

中間貯蔵施設や汚染土壌の搬入・搬出現場について、定期的に監督指導を実施するなどにより、元方事業者及び関係請負人並びに運送事業者に対し、被ばく管理を含めた安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底につき、必要な指導を行う。
また、搬入・搬出を行う運送事業者に対しては、交通労働災害の防止を含め必要な指導を行う。

④ 廃炉作業・除染業務等における違法派遣対策

(ア) 原発作業における違法派遣対策

福島県、福島県警察本部、東京電力㈱など関係機関等による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、廃炉作業に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行う。
また、労働者派遣事業所に対する定期指導において、請負や労働者派遣により、廃炉作業に従事する労働者派遣許可・届出事業主を重点に指導を実施し、偽装請負や違法派遣の防止のための指導、啓発を行う。

(イ) 除染業務等における違法派遣対策

環境省、福島県、福島県警察本部、市町村など関係機関による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、除染業務等に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行う。
また、環境省及び市町村から除染業務等を受注している元請事業主に対し、偽装請負や違法派遣の注意を喚起するリーフレットの送付や除染現場事務所への訪問により、下請事業所も含めた除染業務等における適正な請負の実施を要請する。
さらに、上記元請事業主を通して、除染業務等に従事する労働者が抱えている諸問題の問い合わせ窓口を周知するリーフレットを除染業務等に従事する労働者に配布し、それにより違法派遣等にかかる情報を把握した場合には、迅速な調査・指導を実施する。

⑤ 復旧・復興工事に従事する労働者の安全・健康確保対策

(ア) 監督指導等

復旧・復興工事を中心に、建設工事現場に対する監督指導等を実施するなどにより、元方事業者及び関係請負人に対し、安全・健康確保につき、必要な指導を行う。
また、建設工事計画届出がなされた現場について、実地調査を行うことにより、適正な作業内容の実施に関する指導を行うほか、災害発生件数が多い墜落・転落災害防止措置の徹底について指導する。

(イ) 関係機関等との連携

国交省、環境省、福島県、福島県建設業協会、建設業労働災害防止協会福島県支部及び当局を構成員とする「福島県内工事関係者連絡会議」を開催し、各種情報を共有することにより、効果的・効率的な指導に活用する。
また、「災害復旧・復興工事労働災害防止福島県支援センター」が実施する安全衛生教育について、関係事業者に対し、個別指導等の機会を捉えて積極的に受講を勧奨する。

(ウ) 元方事業者に対する定期的な集団指導の実施

復旧・復興工事を受注する元方事業者に対し、労働者の安全・健康確保及び基本的な労働条件の遵守徹底に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について集団的に指導する機会を定期的に設定する。

③ ○中間貯蔵施設関連は2施設（大熊町、双葉町）が稼働し、7現場が建設中。

上半期は、

- ①建設現場予定地の保管場所の整備状況
- ②上記保管場所への汚染土壌搬入作業状況
- ③汚染土壌搬出元である楢葉町、富岡町などの仮置場での搬出作業状況

を重点に監督指導を実施。

※ ①から③の監督実施事業者数 9件（違反事業者なし）

○福島県地方環境事務所、福島県に対し、「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」（当時）で事故防止を要請（再掲）

○労基署で作業届受理時に審査・指導（89件）

※ 主な指導内容

- ・作業予定場所の空間線量の測定方法
- ・作業場所の記載方法

④ (ア) 原発作業における違法派遣対策

- ①福島県、福島県警、東京電力など関係機関等による各種会議における偽装請負や違法派遣防止の啓発活動実施
 - ・福島第一原発・暴力団等排除対策現地連絡会総会（6/19）
 - ・東京電力主催「労働条件に関する法令遵守講習会」講師派遣出席者：347社 465名（9/5、9/6）
- ②違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導実施
- ③原発関係労働者派遣事業主を重点とした定期指導の実施

(イ) 除染業務等における違法派遣対策

- ①違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導実施
- ②元請除染現場事務所等への訪問による指導、適正な請負実施の要請実施
 - ・福島市除染のJ V現場事務所を訪問のうえ指導（9/22）
 - ・発注者である福島市（環境部除染推進室）を訪問し、受託事業者に対し、リーフレットを活用した偽装請負の防止等について、周知・啓発を依頼（9/22）

⑤ (ア) 監督指導等

○監督指導等の実施状況

- 4月～8月までに復旧・復興工事を含む建設工事現場に対し監督指導（511現場）を実施した。
- うち法令違反があった現場（307現場）（違反率60.1%）
- ・労災かくし事案について3件書類送検
- ・届出のあった建設工事計画届等について実地調査実施（73件）

(イ) 関係機関等との連携

- ・福島県内工事関係者連絡会議を開催（局及び各署で開催）
- ・復旧復興工事安全衛生確保支援事業福島支援センターとの連携（連絡会議5月17日、指導員会議5月19日）
- ・災害復旧・復興工事現場への監督・個別指導や集団指導実施時に左記支援センターが実施する教育等の利用について周知した

(ウ) 元方事業者に対する定期的な集団指導の実施

- ・安全パトロール参加時に労働災害防止及び労働条件確保について指導を実施